

令和7年度埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」を活用した県の
魅力発信事業委託業務に係る単価契約仕様書

1 目的

多くの集客が見込めるスポーツの試合やイベントなどに、動きの質の高い「コバトン」と「さいたまっち」を出演させ、来場者からの注目を得ることで、マスコットを活用した県の魅力の発信、向上につなげる。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託業務内容

- (1) 別表「出演予定一覧」に記載のイベント等において「コバトン」と「さいたまっち」の「アクター」及び「アテンド」を確保し、着ぐるみを着用した県のPRを行う。
- (2) 「アクター」は、着ぐるみを着用して誰からも好感が得られる動作を行えるほか、以下の要件を満たす者を確保すること。
 - ① イベントにおいて、単なる賑やかしのみならず、着ぐるみによるステージパフォーマンス又は球場等でのフィールドパフォーマンスを1回以上実施した経験がある者
 - ② 委託者が提供するマスコットテーマソングのダンス動画をみて、ダンスを習得できる者
※ダンス動画は、業務委託契約締結後に委託者から送付する。
 - ③ その他、イベント内容により委託者が求めるパフォーマンスに対し、適宜対応できる者
- (3) 「アテンド」は、着ぐるみの先導及びPR業務を行う者とする。なお、「アテンド」を依頼しない場合は委託者及び主催者等が着ぐるみの補助を行う。

4 実施体制

- (1) 毎月末に委託者から送付される次月のスケジュールを確認し、「アクター」及び「アテンド」を確保し業務を行うこと。
- (2) 別表「出演予定一覧」に記載されている内容（イベント、「アクター」及び「アテンド」の延べ人数等）の変更は、イベント実施日の2週間前までとする。なお、それ以降の変更に関しては、両者協議の上、決定する。
- (3) 派遣するイベントは、原則として埼玉県内全域とする。埼玉県外の場合は埼玉県庁の所在地から60km（電車での移動距離）の範囲までとし、60kmを超える場合には、県境の駅からイベント会場の最寄り駅までの鉄道運賃に相当する額を加算する。
- (4) イベント1回当たりの出演時間等は以下のとおりとする。
 - ① 拘束時間（休憩時間を含めた労働時間）9時間まで
 - ② 着ぐるみ着用による出演時間 4時間まで

5 着ぐるみの管理等

イベント終了後は、「コバトン」及び「さいたまっち」着ぐるみの附属品である「手袋」、「タイツ」を受託者において洗濯の上、委託者からの指示により埼玉県庁において返却を行うこと。

6 記録

受託者は、イベント時に適宜写真を撮影し、委託者にイベント終了後速やかに電子データで納品すること。また、撮影した写真の権利は委託者に帰属するものとする。

7 業務の完了報告

受託者は、月ごとに業務の完了を委託者に完了報告書によって報告する。報告期限は翌月の10日までとする。ただし、3月の報告期限は令和8年3月31日までとする。

8 検査、支払

委託者は、月ごとの完了報告を受けて10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い方の日までに検査を行うものとする。受託者は検査合格後に、委託者に対し支払を請求するものとする。

9 業務実施に当たっての留意事項

(1) 第三者への委託

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

受託者は、委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

10 定めのない事項等

この仕様書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合は、委託者、受託者の両者協議の上定めるものとする。